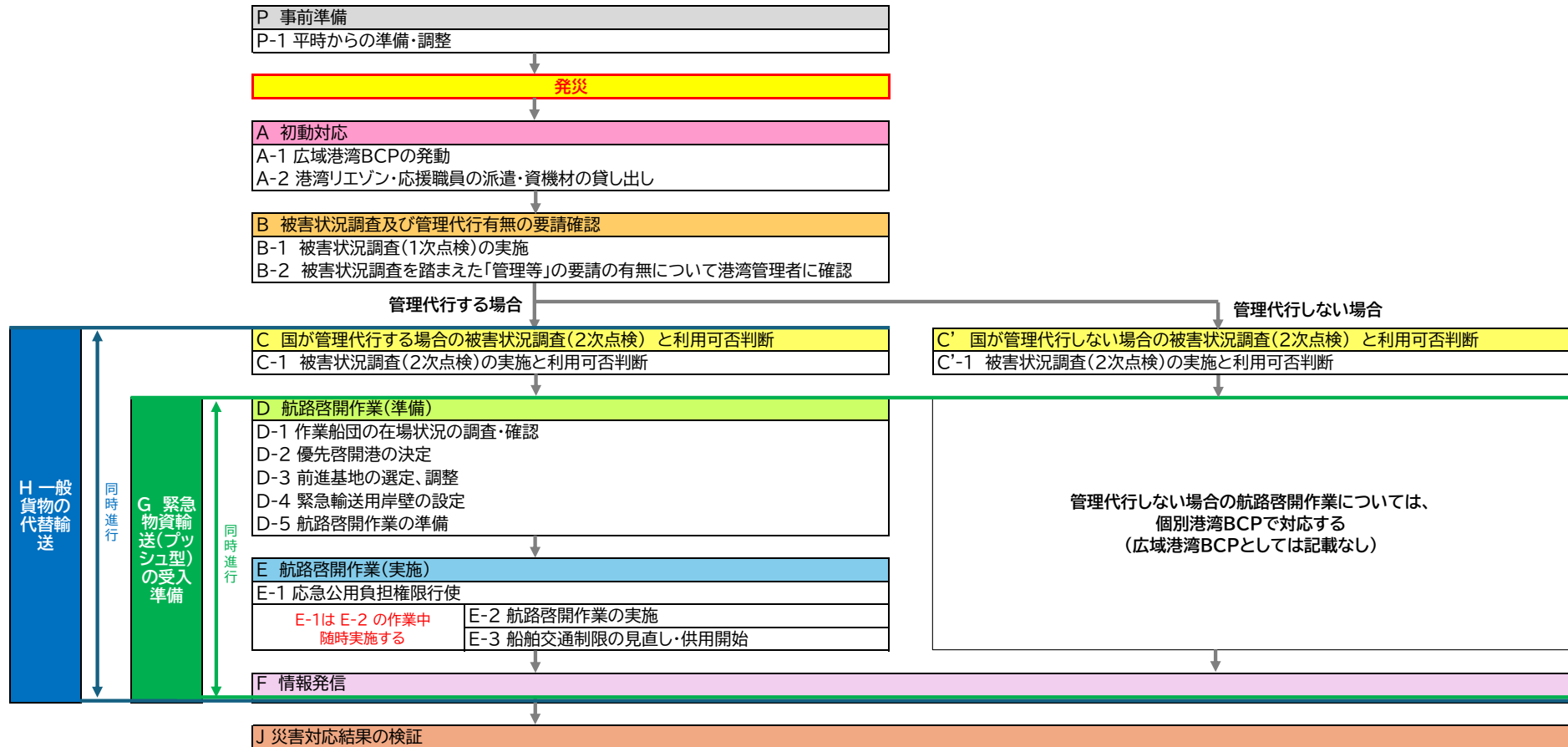


# 行動計画全体の流れ



## 北海道広域港湾BCP(2つの広域港湾BCP) 行動計画(案)\_0.0

実施内容			実施主体	対象	引用元	
<b>P 事前準備</b>						
<b>P-1 平時からの準備・調整</b>						
1	名簿等の更新・準備	北海道広域港湾BCP各構成機関は、 <b>担当者名簿の更新・共有、情報連絡シートの準備、施設被害情報を発信する「港湾の広域連携における防災関連情報」の運用などを平常時から行う。</b> ※本局港湾空港部(連携本部)は、メールの送信先を事前にBCP構成機関向けにまとめ、グループメールや一斉メールの活用等を準備する。	北海道広域港湾BCP構成機関	-	太平洋	
2	避難先・通信手段の事前通知	港湾事務所と開発建設部は、緊急時における地震の避難場所や、通信手段について事前に想定し、連携本部に通知する。	港湾事務所 開発建設部	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏
3		本局港湾空港部(連携本部)は、自身の緊急時の通信手段について、開発建設部と港湾事務所に通知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒	港湾事務所 開発建設部	太平洋 道央圏
4	航路啓開許可申請の事前調整	港湾事務所と開発建設部は、 <b>航路啓開作業の許可申請(港則法31条)を円滑に実施するため、平時から申請書類のひな形(様式)を海上保安部署と確認する。</b>	港湾事務所 開発建設部	⇒	海上保安部署	太平洋
5	揚収物の仮置き場・保管場所の事前検討	開発建設部は港湾管理者との調整のもと、 <b>航路啓開作業に伴う揚収物の仮置き場・保管場所の候補地</b> を事前に検討する。	開発建設部	⇒	港湾管理者	太平洋
6	注意情報による警戒	本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>内閣府および気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発令された場合、後発の地震に注意し手順や資機材等の確認を行うよう、</b> 港湾管理者、港湾事務所、開発建設部、災害協定締結団体に伝達する。 ※北海道・三陸沖後発地震注意情報：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺で、Mw7以上の地震が発生した場合には、その後により大きな地震が起きる可能性があるため、後発地震への注意情報が発信される。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	港湾管理者 港湾事務所 開発建設部 災害協定締結団体	太平洋

### <北海道広域港湾BCP構成機関について>

○北海道広域港湾BCP構成機関は、北海道開発局港湾空港部、開発局開発建設部、港湾事務所、港湾管理者、一管保安本部、北海道、災害協定締結団体を指す。

○本行動計画(案)中での各組織の表記名を以下に示す。

- ・国土交通省港湾局 → 国(本省)
- ・北海道開発局港湾空港部 → 本局港湾空港部(連携本部)
- ・北海道開発局開発建設部 → 開発建設部
- ・北海道開発局開発建設部港湾事務所 → 港湾事務所
- ・港湾管理者(市町村) → 港湾管理者
- ・海上保安庁第一管区海上保安本部 → 一管保安本部
- ・海上保安部、海上保安署 → 海上保安部署
- ・北海道総合政策部 → 北海道
- ・開発局と災害時の包括協定を締結した業界団体 → 災害協定締結団体

### <行動計画(案)の表記について>

- ・本計画は、「事前準備」から「一般貨物の代替輸送」までの行動について、時系列で実施する内容、各行動を実施する主体とその対象となる組織を表記している。
- ・実施内容のうち、実施主体と対象は黒字、実施する内容を青字にて表記している。
- ・「⇒」は連絡や報告などの一方的なもの、「⇔」は協議や相談など双方向の関係を示す。

実施内容			実施主体	対象	引用元	
A 初動対応						
< 地震発生 >						
A-1 広域港湾BCPの発動						
1	広域港湾BCPの発動、伝達 (BCPの解除の通知)	緊急地震速報・ニュース速報等から「震度5弱以上を観測」または「津波警報以上の発表」を確認した場合、本局港湾空港部は、広域港湾BCPの連携本部として同BCPを発動し、BCP構成機関に伝達する。 ※なお、港湾連携による対応が収束または不要であると判断された場合は、本局港湾空港部(連携本部)よりBCPの解除を通知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	BCP構成機関	太平洋 道央圏
2	安否情報・連絡先の確認	港湾管理者は、自身の避難先及び連絡手段を港湾事務所に連絡し、連絡体制の情報共有を図る。 ※港湾管理者からの連絡がなかった場合、港湾事務所は、所管する港湾の港湾管理者に避難先と連絡手段について情報収集を行う。	港湾管理者	⇒	港湾事務所 開発建設部 本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏
3	(非被災港) 安否情報・連絡先の確認	非被災港の港湾管理者は、代替港利用に係る情報連絡の役割を有することから、道央圏港湾BCPの発動に伴い連絡可能な体制を確保し、連絡先を所管の港湾事務所に伝達する。なお、休日・夜間など勤務時間外の場合は、自宅等において連絡可能な体制を確保する。	非被災港の港湾管理者	⇒	港湾事務所 開発建設部 本局港湾空港部(連携本部)	道央圏
4	初動体制構築完了の連絡	本局港湾空港部(連携本部)は、初動体制の構築完了をBCP構成機関に伝達する。 ※初動体制の構築完了とは、連携港湾との相互の連絡が可能になった状態を示す。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	BCP構成機関	道央圏
5	情報共有	一管保安本部、北海道、本局港湾空港部(連携本部)は、各機関で収集した情報を逐次共有する。	一管保安本部 北海道 本局港湾空港部(連携本部)	—		太平洋 道央圏
6	災害協定の発動連絡	本局港湾空港部(連携本部)は、災害協定の発動を災害協定締結団体に連絡する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	災害協定締結団体	太平洋
7	作業船の調査開始	本局港湾空港部(連携本部)は、災害協定締結団体に作業船の在场状況や被害状況の調査を依頼する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	災害協定締結団体	太平洋
8		災害協定締結団体は、本局港湾空港部(連携本部)からの要請を受けて、調査を開始する。 ※必要に応じて、道外への応援要請を行う。	災害協定締結団体	—		太平洋
9	道路等の災害情報に関する情報収集	本局港湾空港部(連携本部)は、道路等の災害情報について、本局事業振興部防災課に情報収集を行う。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	本局事業振興部防災課	道央圏

実施内容		実施主体	対 象	引用元		
<b>A-2 港湾リエゾン・応援職員の派遣・資機材の貸し出し</b>						
1	被災状況の 情報共有・報告	被災港所管の開発建設部は、被災港の港湾管理者と災害対応状況に関する情報共有を行う。	被災港の開発建設部	⇔	被災港の港湾管理者	太平洋 道央圏
2		被災港所管の開発建設部は、港湾管理者と情報共有した結果を、本局港湾空港部(連携本部)に報告する。	被災港の開発建設部	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏
3	港湾リエゾン派遣に関する 検討・指示	本局港湾空港部(連携本部)は、被災港所管の開発建設部からの報告をふまえ、港湾リエゾンの派遣元、派遣先、派遣人数を検討し、その結果を派遣元となる開発建設部に指示する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	派遣元の開発建設部	太平洋 道央圏
4	港湾リエゾンの派遣	指示された開発建設部は、被災港の港湾管理者における各種情報収集を行うために、港湾リエゾンを派遣する。	指示された開発建設部	—		太平洋 道央圏
5	管理要請の有無 の確認・報告	開発建設部(または派遣された港湾リエゾン)は、国土交通省による港湾施設の管理要請の有無に関する意向を港湾管理者へ確認し、その結果を本局港湾空港部(連携本部)、開発建設部に報告する。	開発建設部 (または派遣された港湾リエゾン)	⇔ ⇒ ⇒	港湾管理者 本局港湾空港部(連携本部) 開発建設部	太平洋 道央圏
6	TEC-FORCEの派遣	開発建設部(または派遣された港湾リエゾン)を通じて被災港港湾管理者より要請があった場合、あるいは、被災状況の報告結果に基づき必要と判断される場合、本局港湾空港部(連携本部)は、北海道開発局又は地方整備局等から被災港の開発建設部に対してTEC-FORCEを派遣する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	被災港の開発建設部	道央圏
7	応援職員の派遣	開発建設部(または派遣された港湾リエゾン)を通じて、被災港の港湾管理者より応援職員要請があった場合、本局港湾空港部(連携本部)は非被災港の港湾管理者と派遣可能な応援職員について調整する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	非被災港の港湾管理者	太平洋 道央圏
8		非被災港の港湾管理者は、本局港湾空港部(連携本部)との調整を踏まえて、応援職員を被災港の港湾管理者に派遣する。	非被災港の港湾管理者	⇒	被災港の港湾管理者	
9	資機材貸与の要請・伝達	被災港の港湾管理者は、必要に応じて本局港湾空港部(連携本部)に資機材の貸与の要請を行う。その際、使用目的・資機材名・数量・使用期間等を伝達する。	被災港の港湾管理者	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏

※港湾リエゾンの派遣・応援職員の派遣・資機材の貸し出し等は、被災地の状況に応じ、安全に配慮して実施する。

実施内容		実施主体	対象	引用元		
<b>B 被害状況調査及び管理代行有無の要請確認</b>						
B-1	<b>被害状況調査(1次点検)の実施</b> ※1次点検:港湾管理者、港湾事務所は、職員の安全を確保した避難場所から、津波による港内漂流物の状況や岸壁等の港湾施設の被害状況を目視で調査する。					
1	防災ヘリ出動準備	本局港湾空港部(連携本部)は、現地確認のため、 <b>防災ヘリ「ほっかい」への搭乗準備を行う。</b> 搭乗人数は他部門と調整し、 <b>港湾部門から1～2名程度人選</b> をする。	本局港湾空港部(連携本部)	—	新規	
2	被害状況調査の実施	港湾管理者、港湾事務所は、「 <b>津波による港内漂流物の状況</b> 」や「 <b>岸壁等の陸上の港湾施設</b> 」の被害状況を、 <b>安全を確保した避難場所から、目視が可能な範囲で確認</b> する。 ※港湾管理者、港湾事務所の避難場所から被害状況調査を実施出来ない場合、本局港湾空港部(連携本部)、開発建設部がみなどカメラを遠隔操作し、被害状況調査を実施する。	港湾管理者、港湾事務所 (本局港湾空港部(連携本部)、 開発建設部)	—	太平洋 道央圏	
3	被害状況調査の報告、 情報共有	港湾管理者は、 <b>目視等で確認した港内漂流物の状況、港湾施設の被害状況、フェリー及びRORO船の運行状況を港湾事務所に速やかに報告</b> する。	港湾管理者	⇒	港湾事務所	太平洋 道央圏
4		港湾事務所は、 <b>自身で行った被害状況調査結果に港湾管理者の被害状況調査結果を加えて、開発建設部に報告</b> する。	港湾事務所	⇒	開発建設部	太平洋 道央圏
5		港湾事務所は、 <b>自身の被害状況調査結果を港湾管理者と情報共有</b> する。	港湾事務所	⇒	港湾管理者	太平洋
6		開発建設部は、 <b>港湾管理者、港湾事務所から報告された情報を基に、港内漂流物連絡シートを作成し、本局港湾空港部(連携本部)に報告</b> する。	開発建設部	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏
7	(非被災港) 港湾施設稼働状況の報告	非被災港の港湾管理者は、代替港としての利用に備え、管理者所有施設、民間所有施設、国有港湾施設の稼働状況について確認し、当該港所管の開発建設部港湾事務所とも情報を共有する。	非被災港の港湾管理者	⇒	港湾事務所	道央圏
8	情報提供の依頼	本局港湾空港部(連携本部)は、一管保安本部に対し、 <b>漂流物等の状況について情報共有</b> を依頼する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	一管保安本部	太平洋
9	情報共有	一管保安本部は、 <b>航路標識状況や被害状況を、本局港湾空港部(連携本部)と共有</b> する。	一管保安本部	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏
10	情報提供	北海道は、 <b>独自に把握できた港湾背後の状況、自治体等からの要請、北海道としての対応等、港湾に係る情報について、本局港湾空港部(連携本部)または北海道開発局派遣のリエゾン等を通じて、情報提供</b> する。	北海道	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏
11	情報収集・整理	本局港湾空港部(連携本部)は、一管保安本部、北海道、他部局(道路、孤立地域等)からの <b>情報も収集し、被害状況を整理</b> する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔ ⇔ ⇔	一管保安本部 北海道 他部局(道路等)	太平洋
12	情報共有	本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>被害状況調査の結果や「ほっかい」からの情報などをとりまとめ、BCP構成機関と共有</b> する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	BCP構成機関	太平洋 道央圏
B-2	<b>被害状況調査を踏まえた「管理等」の要請(港湾法55条3の3)の有無について港湾管理者に確認</b> ※【港湾法55条3の3】国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において港湾管理者から要請があり、必要と認めるとき、港湾施設の管理の全部または一部を、自ら行うことができる(国による管理代行)。 ※管理代行の内容は、港湾管理者から管理代行の要請の際、「管理代行する港(施設)」、「管理の内容」、「管理する期間」が示され、応諾された場合、その内容で管理代行を実施する。					
1	管理等の要請有無の確認	本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>国による管理代行を要請するか、港湾管理者に確認</b> する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	港湾管理者	太平洋
2	管理等の要請の連絡	港湾管理者は、 <b>国による管理代行を要請する場合、その内容をまとめ、港湾事務所へ連絡</b> する。	港湾管理者	⇒	港湾事務所	太平洋
3		港湾事務所は、 <b>開発建設部と本局港湾空港部(連携本部)へ報告</b> する。	港湾事務所	⇒	開発建設部 本局港湾空港部(連携本部)	
4	管理等の要請	本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>港湾管理者からの要請を国(本省)へ伝達</b> する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	国(本省)	太平洋
<b>&lt; 管理等が応諾された場合 &gt;</b>						
5	管理等の決定の連絡	本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>国(本省)からの応諾書</b> を、港湾管理者へ送付する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	港湾管理者	太平洋
<b>&lt; 津波注意報解除 &gt;</b>						

実施内容			実施主体	対象	引用元	
<b>C 国が管理代行する場合の被害状況調査(2次点検)と利用可否判断</b>						
<b>C-1 被害状況調査(2次点検)の実施と利用可否判断</b> ※2次点検・利用可否判断として、係留施設や心頭用地、臨港道路等の損傷の有無、状況について点検し、損傷の状況に応じ利用可能な判断を行う。						
1	被害状況調査の実施・報告	港湾事務所は、津波注意報解除後、安全を確認した上で、港湾事務所は被災した施設(国有港湾施設及び管理代行を受けた管理者所有施設)について、計測機器を用いて被害状況調査(施設点検、海域調査)を実施する。	港湾事務所	⇒	—	太平洋
2		港湾管理者は専用施設等について、施設所有者から被害状況調査結果の情報収集を実施する(その際、港湾の利用に影響がないか、民間施設からも被災状況を確認する)。	港湾管理者	⇒	民間施設所有者	太平洋
3		港湾管理者は、専用施設等の被害状況調査結果、フェリー及びRORO船の運行状況を港湾事務所に報告する。	港湾管理者	⇒	港湾事務所	太平洋
4	報告・情報共有	港湾事務所は、自身で行った国有港湾施設、管理代行を受けた港湾施設の被害状況調査結果に港湾管理者の情報収集した被害状況調査結果を加えて、開発建設部に報告する。	港湾事務所	⇒	開発建設部	太平洋
5		港湾事務所は、国有港湾施設及び管理代行を受けた港湾施設の被害状況調査結果を港湾管理者と情報共有する。	港湾事務所	⇒	港湾管理者	太平洋
6		開発建設部は、港湾事務所から報告された調査結果(国有港湾施設、管理代行を受けた港湾施設、専用施設等)を本局港湾空港部(連携本部)に報告する。	開発建設部	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋
7	情報収集、整理	本局港湾空港部(連携本部)は、一管保安本部、北海道、他部局(道路、孤立地域等)からの情報も収集し、被害情報を整理する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔ ⇔ ⇔	一管保安本部 北海道 他部局(道路等)	太平洋
8	結果のとりまとめ・共有	本局港湾空港部(連携本部)は、収集した被害状況結果をとりまとめ、BCP構成機関と情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	BCP構成機関	太平洋
9	情報発信	本局港湾空港部(連携本部)は、とりまとめた被害状況結果を、BCP構成機関及び港湾利用者に向けて、北海道開発局HP「港湾の広域連携における防災関連情報」にて逐次発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒	BCP構成機関 港湾利用者	太平洋
10	岸壁等の利用可否判断	国(本省)、本局港湾空港部(連携本部)は、被災した施設(国有港湾施設及び管理代行を受けた管理者所有施設)の利用可否を専門家(TEC-FORCE等)の意見も踏まえて判断し、逐次情報発信する。	国(本省) 本局港湾空港部(連携本部)		—	太平洋

実施内容			実施主体	対象	引用元	
<b>C' 国が管理代行しない場合の被害状況調査(2次点検) と利用可否判断</b>						
<b>C'-1 被害状況調査(2次点検)の実施と利用可否判断</b> ※2次点検・利用可否判断として、係留施設や小頭用地、臨港道路等の損傷の有無、状況について点検し、損傷の状況に応じ利用可能な判断を行う。						
1	被害状況調査の実施・報告	津波注意報解除後、安全を確認した上で、港湾事務所は国有港湾施設について、計測機器を用いて被害状況調査(施設点検、海域調査)を実施する。	港湾事務所	⇒	—	太平洋 道央圏
2		港湾管理者は管理者所有施設について、それぞれが計測機器を用いて被害状況調査(施設点検、海域調査)を実施する。また、専用施設等について、施設所有者から被害状況調査結果の情報収集を実施する(その際、港湾の利用に影響がないか、民間施設からも被災状況を確認する)。	港湾管理者	⇒	民間施設所有者	太平洋 道央圏
3		港湾管理者は、専用施設等の被害状況調査結果、フェリー及びRORO船の運行状況を港湾事務所に報告する。	港湾管理者	⇒	港湾事務所	太平洋
4	報告・情報共有	港湾事務所は、自身で行った国有港湾施設の被害状況調査結果に港湾管理者の行った被害状況調査結果と情報収集した被害状況調査結果を加えて、開発建設部に報告する。	港湾事務所	⇒	開発建設部	太平洋 道央圏
5		港湾事務所は、国有港湾施設の被害状況調査結果を港湾管理者と情報共有する。	港湾事務所	⇒	港湾管理者	太平洋 道央圏
6		開発建設部は、港湾事務所から報告された調査結果(国有港湾施設、管理者所有施設、専用施設等)を本局港湾空港部(連携本部)に報告する。	開発建設部	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋 道央圏
7	情報収集・整理	本局港湾空港部(連携本部)は、一管保安本部、北海道、他部局(道路、孤立地域等)からの情報も収集し、被害情報を整理する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔ ⇔ ⇔	一管保安本部 北海道 他部局(道路等)	太平洋
8	結果のとりまとめ・共有	本局港湾空港部(連携本部)は、収集した被害状況結果をとりまとめ、BCP構成機関と情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	BCP構成機関	太平洋 道央圏
9	情報発信	本局港湾空港部(連携本部)は、とりまとめた被害状況結果を、BCP構成機関及び港湾利用者に向けて、北海道開発局HP「港湾の広域連携における防災関連情報」にて逐次発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒	BCP構成機関 港湾利用者	太平洋
10	岸壁等の利用可否判断	国(本省)、本局港湾空港部(連携本部)は、被災した施設(国有港湾施設及び管理者所有施設)の利用可否を専門家(TEC-FORCE等)の意見も踏まえて判断し、逐次情報発信する。	国(本省) 本局港湾空港部(連携本部)		—	太平洋

実施内容			実施主体	対象	引用元	
<b>D 航路啓開作業(準備)※ここでは、港湾法55条の3の3適用後の手順、すなわち国による管理代行が行われている施設の手順を以下に示す。</b>						
<b>D-1 作業船団の在場状況の調査・確認</b>						
1	作業船状況の情報収集・整理	災害協定締結団体は、広域港湾BCP 発動後、既に開始していた作業船の調査(A-1-10)により、各会員企業から使用可能な作業船および測量船の状況(在港名・種類・規格・隻数(船団数))、道内のみで不足する場合には道外からの情報も収集し、整理する。	災害協定締結団体	⇒	各会員企業	太平洋
2	作業船の在場調査結果の報告	災害協定締結団体は、「稼働可能な作業船の在場港(港湾名、漁港名)」、「作業船名」、及び「把握可能な艀装日数」を本局港湾空港部(連携本部)に報告する。	災害協定締結団体	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋
3	稼働させる作業船の協議	本局港湾空港部(連携本部)は災害協定締結団体からの報告を基に、稼働させる作業船について災害協定締結団体と協議する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	災害協定締結団体	太平洋
<b>D-2 優先啓開港の決定</b>						
1	優先啓開港(案)の検討	本局港湾空港部(連携本部)は、各港湾の漂流物等概況調査結果(港内漂流物連絡シート、みなとカメラ、関係機関からの情報等)や被災状況調査結果、作業船在場調査結果を基に、優先啓開港(案)を検討する。	本局港湾空港部(連携本部)	—	—	太平洋
2	優先啓開港の協議、設定	本局港湾空港部(連携本部)は、検討した優先啓開港(案)を基に被災港の港湾管理者と協議を行い、優先啓開港を設定する。また、陸路の寸断状況や背後圏の被災状況を勘案して1港又は複数港を設定する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	被災港の港湾管理者	太平洋
3	優先啓開港の情報共有	本局港湾空港部(連携本部)は、設定した優先啓開港を第一管区海上保安本部と北海道に情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒	一管保安本部 北海道	太平洋
4	優先啓開港の決定、周知	本局港湾空港部(連携本部)は、被災港の港湾管理者との協議結果を基に優先啓開港を決定し、BCP構成機関に周知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	BCP構成機関	太平洋
5	作業船の配置決定・優先啓開港の要請	本局港湾空港部(連携本部)は、航路啓開作業を実施する作業船団の配置を、災害協定締結団体と協議、決定し、『災害発生時における港湾施設等の緊急的な応対策業務に関する包括的協定(平成28年1月14日締結)』に基づき、災害協定締結団体に航路啓開作業の要請を行う。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	災害協定締結団体	太平洋
6	作業船団の配置結果の共有	本局港湾空港部(連携本部)は、作業船団の配置結果を、開発建設部・港湾事務所に共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒	開発建設部 港湾事務所	太平洋
<b>D-3 前進基地の選定、調整</b>						
1	前進基地の協議、選定	災害協定締結団体は、必要に応じて、優先啓開港の航路啓開作業を支援する「前進基地」について、本局港湾空港部(連携本部)と協議し、その候補となる港湾を選定する。	災害協定締結団体	⇒	本局港湾空港部(連携本部)	太平洋
2	前進基地としての利用可能性の調整の開始	本局港湾空港部(連携本部)は、前進基地の候補に挙げられる港湾管理者に対し、前進基地としての利用が可能かどうかの調整を開始する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	前進基地の候補に挙げられる港湾管理者	太平洋
3	前進基地の詳細に関する協議の開始	前進基地としての利用を受諾した港湾管理者は、優先啓開港の航路啓開作業を実施する災害協定締結団体の担当企業(以下、「建設業者」「測量業者」という)と詳細について協議を開始する。	前進基地として利用受諾した港湾管理者	⇔	災害協定締結団体の担当企業(建設業者・測量業者)	太平洋

		実施内容	実施主体	対象	引用元
<b>D-4 緊急輸送用岸壁の設定</b>					
1	港湾の被害状況の把握・緊急輸送用岸壁の設定	港湾管理者と港湾事務所、開発建設部、本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>港湾ごとに被害状況を把握し、緊急物資輸送用岸壁を設定する。</b>	港湾管理者 港湾事務所 開発建設部 本局港湾空港部(連携本部)	-	太平洋
2	情報共有	本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>緊急輸送用岸壁の設定結果を</b> 、BCP構成機関と情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ BCP構成機関	太平洋
<b>D-5 航路啓開作業の準備</b>					
1	航路啓開作業に関する随意契約の締結	被災港を所管する開発建設部は、『災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定(平成28年1月14日締結)』に基づき、建設業者(元請)・測量業者と <b>航路啓開作業に関する随意契約を締結する。</b>	被災港所管の開発建設部	⇒ ⇒ 建設業者(元請) 測量業者	太平洋
2	緊急物資輸送船情報の共有	本局港湾空港部(連携本部)は、 <b>緊急物資輸送船の着岸情報</b> を、開発建設部、港湾事務所、港湾管理者に <b>共有する。</b>	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒ 開発建設部 ⇒ 港湾事務所 ⇒ 港湾管理者	太平洋
3	航路啓開計画と揚収物の仮置き場・保管場所の決定	港湾事務所と開発建設部は、港湾管理者との調整のもと、 <b>航路啓開計画(航路啓開範囲、稼働させる作業船、利用岸壁、期間等)と揚収物の仮置き場・保管場所を決定する。</b>	港湾事務所 開発建設部 港湾管理者	-	太平洋
4	航路啓開計画と揚収物の仮置き場・保管場所の通知	港湾事務所と開発建設部は、 <b>航路啓開計画と揚収物の仮置き場・保管場所</b> を、建設業者(元請)と測量業者へ <b>通知する。</b>	港湾事務所 開発建設部	⇒ 建設業者(元請) ⇒ 測量業者	太平洋
5	許可申請書の内容調整	平時からの一管本部との調整結果(P-1-3)を基に、開発建設部(または港湾事務所)は、 <b>各港湾別の許可申請書の内容について海上保安部署と調整する。</b>	開発建設部	⇔ 海上保安部署	太平洋
6	許可申請に関する調整	契約を締結した建設業者は、被災港所管の開発建設部(または港湾事務所)、港湾管理者、海上保安部署と <b>「作業許可申請」に関する調整</b> を行う。	契約を締結した建設業者	⇔ 被災港所管の開発建設部 港湾事務所 港湾管理者 海上保安部署	太平洋
7	「作業許可申請」の内容の確認	<b>港則法31条</b> に基づき、航路啓開作業の建設業者(元請)と測量業者は <b>「作業許可申請」を作成し、その内容を</b> 開発建設部に <b>確認する。</b>	建設業者(元請) 測量業者	⇒ 開発建設部	太平洋
8	「作業許可申請」の提出	<b>港則法31条</b> に基づき、建設業者(元請)と測量業者は <b>「作業許可申請」を</b> 、港長(海上保安部署長)に <b>提出する。</b>	建設業者(元請) 測量業者	⇒ 港長(海上保安部署長)	太平洋
9	航路啓開作業の許可	港長(海上保安部署長)は、 <b>提出された「作業許可申請」の内容を確認し、航路啓開作業を許可する。</b>	港長(海上保安部署長)	⇒ 建設業者(元請) 測量業者	太平洋
10	港湾区域内の工事等の協議	開発建設部は、 <b>港湾法37条</b> に基づき、被災港港湾管理者と <b>「港湾区域内の工事等の協議」</b> を行う。	開発建設部	⇔ 被災港の港湾管理者	太平洋

実施内容		実施主体	対象	引用元	
<b>E 航路啓開作業(実施)</b> ※ここでは、港湾法55条の3の3適用後の手順、すなわち国による管理代行が行われている施設の手順を以下に示す。					
<b>E-1 応急公用負担権限行使</b> ※航路啓開作業開始後、随時確認すること。					
1	浮遊物・沈降物の照会	応急公用負担権限の行使の判断にあたり、港湾事務所は測量等で確認された浮遊物・沈降物の詳細について、港湾管理者に照会を依頼する。 ※沈降物の揚収を行う際、例えばコンテナであれば、内貿コンテナは輸送業者、外貿コンテナはコンテナターミナル等に中身を照会する。車両であれば、危険物の標識の有無を確認するなどの対応がある。	港湾事務所	⇒ 港湾管理者	太平洋
2	照会結果の報告	港湾管理者は照会を依頼されたものを調査し、浮遊物・沈降物に関する危険物の有無などの情報を、港湾事務所に報告する。	港湾管理者	⇒ 港湾事務所	太平洋
3	権限の行使	(国土交通大臣は、必要に応じて応急公用負担権限行使の要否を判断することができる。) 港湾事務所は、その判断に応じた方法で、浮遊物・沈降物の除去を建設業者(元請・潜水)へ要請する。	港湾事務所	⇒ 建設業者(元請・潜水)	太平洋
<b>E-2 航路啓開作業の実施</b> ※各関係機関との情報共有を行いながら実施する。					
1	揚収範囲の決定、浮遊物揚収の実施	航路啓開作業を受注した建設業者(元請)は、優先的に揚収する範囲を決定し、浮遊物揚収を実施する。 ※作業の際は [E-1 応急公用負担権限行使] を随時確認する。	建設業者(元請)	—	太平洋
2	浮遊物揚収結果の報告	建設業者(元請)は、浮遊物揚収の結果を港湾事務所、開発建設部、海上保安部署に報告する。	建設業者(元請)	⇒ 港湾事務所 ⇒ 開発建設部 ⇒ 海上保安部署	太平洋
3	事前測量実施範囲の協議、決定	測量業者と港湾事務所は、水域の被災状況を基に、事前測量の実施範囲を協議、決定する。	測量業者 港湾事務所	—	太平洋
4	事前測量の実施	測量業者は、マルチビーム音響測深機等により事前測量を実施し、船舶の航行に障害となる沈降物を確認する。	測量業者	—	太平洋
5	事前測量結果の報告	測量業者は、事前測量結果をとりまとめ、港湾事務所、開発建設部、海上保安部署に報告する。	測量業者	⇒ 港湾事務所 ⇒ 開発建設部 ⇒ 海上保安部署	太平洋
6	沈降物揚収の実施	建設業者(元請・潜水)は、事前測量結果を踏まえ、潜水土による状況確認を行いながら、船舶の航行に障害となる沈降物揚収を実施する。 ※作業の際は [E-1 応急公用負担権限行使] を随時確認する。 ※沈降物揚収は、潜水土による状況確認により、沈降物の種類・数量・破損状況・車両/コンテナ番号や内容等の確認を可能な限り行う。	建設業者(元請・潜水)	—	太平洋
7	沈降物揚収結果の報告	建設業者(元請・潜水)は、沈降物揚収の結果を、港湾事務所、開発建設部、海上保安部署に報告する。	建設業者(元請・潜水)	⇒ 港湾事務所 ⇒ 開発建設部 ⇒ 海上保安部署	太平洋
8	航路啓開作業の進捗報告	港湾事務所は、航路啓開作業の進捗状況を、開発建設部、本局港湾空港部(連携本部)、海上保安部署、一管保安本部に報告する。	港湾事務所	⇒ 開発建設部 ⇒ 本局港湾空港部(連携本部) ⇒ 海上保安部署 ⇒ 一管保安本部	太平洋
9	情報提供	本局港湾空港部(連携本部)は、航路啓開作業の進捗状況を、BCP構成機関に情報提供する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ BCP構成機関	太平洋

		実施内容	実施主体	対象	引用元
10	事後測量の実施	測量業者は、航路啓開作業の実施範囲について所定の水深・航路幅が確保されているか確認するため、マルチビーム音響測深機等により事後測量(安全確認)を実施する。	測量業者	—	太平洋
11	事後測量結果の報告	測量業者は、港湾事務所に事後測量結果を報告する。	測量業者	⇒ 港湾事務所	太平洋
12		港湾事務所は、事後測量の結果について、開発建設部、本局港湾空港部(連携本部)、港湾管理者と情報共有する。	港湾事務所	⇒ 開発建設部 ⇒ 本局港湾空港部(連携本部) ⇒ 港湾管理者	
<b>E-3 船舶交通制限の見直し・供用開始</b>					
1	船舶交通制限の見直し、 情報共有	港湾事務所は事後測量の結果に基づき、海上保安部署と共に、航路の安全が確保されたことを確認する。 ※確認の結果を踏まえて、港長(海上保安部署)が船舶交通制限の見直しを行う。	港湾事務所 海上保安部署		太平洋
2		本局港湾空港部(連携本部)は、船舶交通制限の見直し結果を、BCP構成機関に情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ BCP構成機関	太平洋
3	供用再開の通知・発信	本局港湾空港部(連携本部)は、供用再開(一部岸壁の利用可)をBCP構成機関及び港湾利用者に通知及び発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ BCP構成機関 ⇒ 港湾利用者	太平洋
<b>F 情報発信</b>					
1	被害状況結果の 情報発信	(C-1-9,C'1-9の再掲) 本局港湾空港部(連携本部)は、とりまとめた被害状況結果を、BCP構成機関及び港湾利用者に向けて、北海道開発局HP「港湾の広域連携における防災関連情報(※参照)」にて逐次発信する。 ※ <a href="https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kou_kei/ud49g7000000q30j.html">https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kou_kei/ud49g7000000q30j.html</a>	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ BCP構成機関 ⇒ 港湾利用者	太平洋
2	供用再開の通知・発信	(E-3-2の再掲) 本局港湾空港部(連携本部)は、供用再開(一部岸壁の利用可)をBCP構成機関及び港湾利用者に通知及び発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ BCP構成機関 ⇒ 港湾利用者	太平洋
3	代替輸送検討に資する 情報発信	本局港湾空港部(連携本部)は、港湾利用者が被災港に代わる他港を利用した代替輸送の検討に資するため、港湾施設の被害状況や供用再開予定の情報を本局港湾空港部(連携本部)のHP上で発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ 港湾利用者	太平洋
<b>G 緊急物資輸送(プッシュ型)の受入準備 ※緊急物資輸送は、「白山」、「はくおう」、「すおう」、「おおすみ」など本州側に配備されている支援船を想定</b>					
<b>&lt; 地震発生 &gt;</b>					
1	被災情報の整理、報告	本局港湾空港部(連携本部)は、被災情報を整理し、国(本省)に逐次報告する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ 国(本省)	太平洋
2	緊急物資輸送船の 派遣通知	国(本省)は、緊急物資輸送船の派遣(プッシュ型)を本局港湾空港部(連携本部)に通知する。	国(本省)	⇒ 本局港湾空港部(連携本部)	太平洋
3	受入港の決定、報告	本局港湾空港部(連携本部)は、港湾管理者と受入港を協議・決定し、国(本省)に報告する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔ 港湾管理者 ⇒ 国(本省)	太平洋
4	緊急物資輸送船の 派遣調整	本局港湾空港部(連携本部)は、国(本省)と緊急物資輸送船の派遣調整を行う。調整後は、到着予定日時、予定航行ルート、船舶の全長・喫水等の主要目を収集・整理する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔ 国(本省) —	太平洋
5	受入岸壁のバース調整 結果の報告	受入港の港湾管理者は、緊急物資輸送船の受入岸壁のバース調整を行い、調整結果を本局港湾空港部(連携本部)に報告する。	受入港の港湾管理者	⇒ 本局港湾空港部(連携本部)	太平洋

実施内容		実施主体	対象	引用元	
<b>H 一般貨物の代替輸送</b> ※代替輸送については、民間事業者(荷主、船社、港運事業者等)による取組みが主となる。					
1	被災港の状況・復旧見通しの連絡	本局港湾空港部(連携本部)は、B.で報告を受けた被災状況を、非被災港の港湾管理者に共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ 非被災港の港湾管理者	道央圏
2	代替可能情報の連絡	非被災港の港湾管理者は、自港が代替港として利用可能な施設情報を、本局港湾空港部(連携本部)に報告する。	非被災港の港湾管理者	⇒ 本局港湾空港部(連携本部)	道央圏
3	各種情報発信	本局港湾空港部(連携本部)は、入手した災害情報、被災港の被災情報、代替可能情報、その他入手済みの情報を、北海道開発局ホームページや報道機関を通じて発信する。 ※被災港の周辺道路の情報について発信する場合には、道路管理者のホームページなど、最新情報を確認することが可能な方法(サイトへのリンクなど)を併せて提示する。	本局港湾空港部(連携本部)	—	道央圏
4		本局港湾空港部(連携本部)、被災港・非被災港の港湾管理者、北海道は、非被災港における代替輸送が円滑に実施されるよう、他の港湾利用者の理解を得るため、代替輸送の実施に関する情報をHP上等で発信する。	本局港湾空港部(連携本部) 港湾管理者 北海道	—	道央圏
5	情報共有	本局港湾空港部(連携本部)は、各機関等から入手した情報を、被災港・非被災港の港湾管理者、及び支援機関に発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ 港湾管理者 ⇒ 支援機関	道央圏
6	代替情報照会に対する各種情報提供	被災港・非被災港の港湾管理者は、代替港利用に関する情報照会があった場合には、各情報や当該港湾の状況について、個々の港湾において対応する。	港湾管理者	—	道央圏
7	代替輸送状況の情報共有	非被災港の港湾管理者及び開発建設部、港湾事務所は代替輸送の状況を確認し、BCP構成機関との情報共有を行う。	非被災港の港湾管理者 開発建設部 港湾事務所	⇒ BCP構成機関	道央圏
8	港湾利用者に向けた情報発信	本局港湾空港部(連携本部)は、港湾利用者が被災港に代わる他港を利用した代替輸送の検討に資するため、港湾施設の被害状況や供用再開予定の情報を本局港湾空港部(連携本部)のHP上で発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ 港湾利用者	太平洋
<b>J 災害対応結果の検証</b>					
1	災害対応結果の検証	広域港湾BCPの実効性を向上させるため、実際の災害対応を通じたPDCAサイクルの実施が位置付けられている。本局港湾空港部(連携本部)、開発建設部、港湾事務所、港湾管理者は、実際の災害対応が終了し、ある程度港湾機能が回復した時点を目安に、災害対応結果に対する検証作業を実施する。	本局港湾空港部(連携本部) 開発建設部 港湾事務所 港湾管理者	—	新規

# 北海道広域港湾BCP(2つの広域港湾BCP) チェックリスト(案)\_0.0

実施内容		実施主体		対象
<b>P 事前準備</b>				
<b>P-1 平時からの準備・調整</b>				
P-1-1	<input type="checkbox"/> 担当者名簿の更新・共有、情報連絡シートの準備、施設被害情報を発信する「港湾の広域連携における防災関連情報」の運用などを平常時から行う。	北海道広域港湾BCP構成機関	<input type="checkbox"/>	—
P-1-2	<input type="checkbox"/> 緊急時における地震の避難場所や、通信手段について事前に想定し、通知する。	港湾事務所 開発建設部	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
P-1-3	<input type="checkbox"/> 自身の緊急時の通信手段について、通知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
			⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
P-1-4	<input type="checkbox"/> 航路啓開作業の許可申請(港則法31条)を円滑に実施するため、発災前に確認できる要件で申請書類のひな形(様式)を調整する。	開発建設部 港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 海上保安部署
P-1-5	<input type="checkbox"/> 航路啓開作業に伴う揚収物の置き場・保管場所の候補地を事前に検討する。	各開発建設部	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
P-1-6	<input type="checkbox"/> 内閣府および気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発令された場合、後発の地震に注意し手順や資機材等の確認を行うよう伝達する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
			⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
			⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
			⇒	<input type="checkbox"/> 災害協定締結団体
<b>A 初動対応</b>				
< 地震発生 >				
<b>A-1 広域港湾BCPの発動</b>				
A-1-1	<input type="checkbox"/> 同BCPを発動し、BCP構成機関に伝達する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
	<input type="checkbox"/> 港湾連携による対応が収束または不要であると判断された場合は、BCPの解除を通知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
A-1-2	<input type="checkbox"/> 港湾管理者は、自身の避難先及び連絡手段を港湾事務所に連絡する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
	<input type="checkbox"/> 港湾管理者からの連絡がなかった場合、港湾事務所は、所管する港湾の港湾管理者に連絡先と連絡手段について情報収集を行う。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
A-1-3	<input type="checkbox"/> 道央圏港湾BCPの発動に伴い連絡可能な体制を確保し、参集先及び連絡手段を所管の港湾事務所に伝達する。	非被災港の港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
A-1-4	<input type="checkbox"/> 初動体制の構築完了を伝達する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
A-1-5	<input type="checkbox"/> 各機関で収集した情報を逐次共有する。	一管保安本部 北海道 本局港湾空港部(連携本部)		—
A-1-6	<input type="checkbox"/> 災害協定の発動を連絡する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 災害協定締結団体
A-1-7	<input type="checkbox"/> 作業船の在场状況や被害状況の調査を依頼する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 災害協定締結団体
A-1-8	<input type="checkbox"/> 災害協定締結団体は、要請を受けて、調査を開始する。	災害協定締結団体		—
A-1-9	<input type="checkbox"/> 道路等の災害情報について、情報収集を行う。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 本局建設部
<b>A-2 港湾リエゾン・応援職員の派遣・資機材の貸し出し</b>				
A-2-1	<input type="checkbox"/> 災害対応状況に関する情報共有を行う。	被災港の開発建設部	⇔	<input type="checkbox"/> 被災港の港湾管理者
A-2-2	<input type="checkbox"/> 港湾管理者と情報共有した結果を、報告する。	被災港の開発建設部	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
A-2-3	<input type="checkbox"/> 港湾リエゾンの派遣元、派遣先、派遣人数を検討し、その結果を指示する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 派遣元の開発建設部
A-2-4	<input type="checkbox"/> 港湾リエゾンを派遣する。	指示された開発建設部		—
A-2-5	<input type="checkbox"/> 国土交通省による港湾施設の管理要請の有無に関する意向を確認し、その結果を報告する。	開発建設部 (派遣された港湾リエゾン)	⇔	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
			⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
			⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
A-2-6	<input type="checkbox"/> TEC-FORCEを派遣する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 被災港の開発建設部
A-2-7	<input type="checkbox"/> 派遣可能な応援職員について調整する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 非被災港の港湾管理者
A-2-8	<input type="checkbox"/> 応援職員を派遣する。	非被災港の港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 被災港の港湾管理者
A-2-9	<input type="checkbox"/> 必要に応じて資機材の貸与の要請を行う。	被災港の港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)

実施内容		実施主体		対象
<b>B 被害状況調査及び管理代行有無の要請確認</b>				
<b>B-1 被害状況調査(1次点検)の実施</b>				
B-1-1	<input type="checkbox"/> 防災ヘリ「ほっかい」への搭乗準備を行う。	本局港湾空港部(連携本部)		—
B-1-2	<input type="checkbox"/> 「津波による港内漂流物の状況」や「岸壁等の陸上の港湾施設」の被害状況を確認する。	港湾管理者、港湾事務所		—
	<input type="checkbox"/> 被害状況調査を実施出来ない場合、みなとカメラを遠隔操作し、被害状況調査を実施する。	本局港湾空港部(連携本部) 開発建設部		—
B-1-3	<input type="checkbox"/> 目視等で確認した港内漂流物の状況、港湾施設の被害状況、フェリー及びRORO船の運行状況を報告する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
B-1-4	<input type="checkbox"/> 自身で行った被害状況調査結果に港湾管理者の被害状況調査結果を加えて報告する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
B-1-5	<input type="checkbox"/> 港湾事務所は、自身の被害状況調査結果を港湾管理者と情報共有する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
B-1-6	<input type="checkbox"/> 港内漂流物連絡シートを作成し、報告する。	開発建設部	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
B-1-7	<input type="checkbox"/> 管理者所有施設、民間所有施設、国有港湾施設の稼働状況について確認し、情報を共有する。	非被災港の港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
B-1-8	<input type="checkbox"/> 漂流物等の状況について情報共有を依頼する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 一管保安本部
B-1-9	<input type="checkbox"/> 航路標識状況や被害状況を共有する。	一管保安本部	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
B-1-10	<input type="checkbox"/> 独自に把握できた港湾背後の状況、自治体等からの要請、北海道としての対応等、港湾に係る情報について、情報提供する。	北海道	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
B-1-11	<input type="checkbox"/> 一管保安本部、北海道、他部局(道路、孤立地域等)からの情報も収集し、被害状況を整理する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 一管保安本部
			⇔	<input type="checkbox"/> 北海道
			⇔	<input type="checkbox"/> 他部局(道路等)
B-1-12	<input type="checkbox"/> 被害状況調査の結果や「ほっかい」からの情報などをとりまとめ、共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
<b>B-2 被害状況調査を踏まえた「管理等」の要請(港湾法55条3の3)の有無について港湾管理者に確認</b>				
B-2-1	<input type="checkbox"/> 国による管理代行を要請するか、確認する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
B-2-2	<input type="checkbox"/> 国による管理代行を要請する場合、港湾事務所へ連絡する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
B-2-3	<input type="checkbox"/> 港湾管理者から要請があった内容について報告する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
			⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
B-2-4	<input type="checkbox"/> 港湾管理者からの要請を国(本省)へ伝達する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 国(本省)
<管理等が応諾された場合>				
B-2-5	<input type="checkbox"/> 国(本省)からの応諾書を、送付する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
<b>&lt;津波注意報解除&gt;</b>				
<b>C 国が管理代行する場合の被害状況調査(2次点検)と利用可否判断</b>				
<b>C-1 被害状況調査(2次点検)の実施と利用可否判断</b>				
C-1-1	<input type="checkbox"/> 被災した施設(国有港湾施設及び管理代行を受けた管理者所有施設)について、計測機器を用いて被害状況調査(施設点検、海域調査)を実施する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> —
C-1-2	<input type="checkbox"/> 施設所有者から被害状況調査結果の情報収集を実施する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 民間施設所有者
C-1-3	<input type="checkbox"/> 専用施設等の被害状況調査結果、フェリー及びRORO船の運航状況を報告する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
C-1-4	<input type="checkbox"/> 港湾事務所は、被害状況調査の結果を報告する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
C-1-5	<input type="checkbox"/> 被害状況調査結果を情報共有する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
C-1-6	<input type="checkbox"/> 調査結果を報告する。	開発建設部	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
C-1-7	<input type="checkbox"/> 一管保安本部、北海道、他部局(道路、孤立地域等)からの情報も収集し、被害情報を整理する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 一管保安本部
			⇔	<input type="checkbox"/> 北海道
			⇔	<input type="checkbox"/> 他部局(道路等)
C-1-8	<input type="checkbox"/> 収集した被害状況結果をとりまとめ、情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
C-1-9	<input type="checkbox"/> とりまとめた被害状況結果を、北海道開発局HPIにて逐次発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
			⇒	<input type="checkbox"/> 港湾利用者
C-1-10	<input type="checkbox"/> 被災した施設の利用可否を専門家の意見も踏まえて判断し、逐次情報発信する。	国(本省) 本局港湾空港部(連携本部)		—

実施内容		実施主体		対象
<b>C' 国が管理代行しない場合の被害状況調査(2次点検)と利用可否判断</b>				
<b>C'-1 被害状況調査(2次点検)の実施と利用可否判断</b>				
C'-1-1	<input type="checkbox"/> 国有港湾施設について、計測機器を用いて被害状況調査(施設点検、海域調査)を実施する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> -
C'-1-2	<input type="checkbox"/> 被害状況調査(施設点検、海域調査)を実施する。また、専用施設等について、施設所有者から被害状況調査結果の情報収集を実施する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 民間施設所有者
C'-1-3	<input type="checkbox"/> 専用施設等の被害状況調査結果、フェリー及びRORO船の運航状況を港湾事務所に報告する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
C'-1-4	<input type="checkbox"/> 自身で行った被害状況調査結果に、港湾管理者の被害状況調査結果と、情報収集した被害状況調査結果を加えて、報告する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
C'-1-5	<input type="checkbox"/> 国有港湾施設の被害状況調査結果を情報共有する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
C'-1-6	<input type="checkbox"/> 調査結果を報告する。	開発建設部	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
C'-1-7	<input type="checkbox"/> 一管保安本部、北海道、他部局(道路、孤立地域等)からの情報も収集し、被害情報を整理する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 一管保安本部
			⇔	<input type="checkbox"/> 北海道
			⇔	<input type="checkbox"/> 他部局(道路等)
C'-1-8	<input type="checkbox"/> 収集した被害状況結果をとりまとめ、情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
C'-1-9	<input type="checkbox"/> とりまとめた被害状況結果を、北海道開発局HPにて逐次発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
			⇒	<input type="checkbox"/> 港湾利用者
C'-1-10	<input type="checkbox"/> 被災した施設の利用可否を、専門家の意見も踏まえて判断し、逐次情報発信する。	国(本省) 本局港湾空港部(連携本部)		-
<b>D 航路啓開作業(準備)</b>				
<b>D-1 作業船団の在場状況の調査・確認</b>				
D-1-1	<input type="checkbox"/> 各会員企業から使用可能な作業船および測量船の状況(在港名・種類・規格・隻数(船団数))、道内のみで不足する場合には道外からの情報も収集し、整理する。	災害協定締結団体	⇒	<input type="checkbox"/> 各会員企業
D-1-2	<input type="checkbox"/> 「稼働可能な作業船の在場港(港湾名、漁港名)」、「作業船名」、及び「把握可能な積装日数」を報告する。	災害協定締結団体	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
D-1-3	<input type="checkbox"/> 災害協定締結団体からの報告を基に、稼働させる作業船について協議する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 災害協定締結団体
<b>D-2 優先啓開港の決定</b>				
D-2-1	<input type="checkbox"/> 優先啓開港(案)を検討する。	本局港湾空港部(連携本部)		-
D-2-2	<input type="checkbox"/> 検討した優先啓開港(案)を基に被災港の港湾管理者と協議を行い、優先啓開港を設定する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 被災港の港湾管理者
D-2-3	<input type="checkbox"/> 設定した優先啓開港を第一管区海上保安本部と北海道に情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 一管保安本部
			⇒	<input type="checkbox"/> 北海道
D-2-4	<input type="checkbox"/> 被災港の港湾管理者との協議結果を基に優先啓開港を決定し、BCP構成機関に周知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
D-2-5	<input type="checkbox"/> 『災害発生時における港湾施設等の緊急な応急対策業務に関する包括的協定(平成28年1月14日締結)』に基づき、航路啓開作業の要請を行う。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 災害協定締結団体
D-2-6	<input type="checkbox"/> 作業船団の配置結果を、通知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
			⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
<b>D-3 前進基地の選定、調整</b>				
D-3-1	<input type="checkbox"/> 優先啓開港の航路啓開作業を支援する「前進基地」について協議し、その候補となる港湾を選定する。	災害協定締結団体	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
D-3-2	<input type="checkbox"/> 前進基地の候補に挙げられる港湾管理者に対し、前進基地としての利用が可能かどうかの調整を開始する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 前進基地の候補に挙げられる港湾管理者
D-3-3	<input type="checkbox"/> 前進基地としての利用を受諾した港湾管理者は、優先啓開港の航路啓開作業を実施する災害協定締結団体の担当企業と詳細について協議を開始する。	前進基地として利用受諾した港湾管理者	⇔	<input type="checkbox"/> 建設業者
			⇔	<input type="checkbox"/> 測量業者
<b>D-4 緊急輸送用岸壁の設定</b>				
D-4-1	<input type="checkbox"/> 港湾ごとに被害状況を把握し、緊急物資輸送用岸壁を設定する。	港湾管理者 港湾事務所 開発建設部 本局港湾空港部(連携本部)		-
D-4-2	<input type="checkbox"/> 緊急輸送用岸壁の設定結果を、情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関

実施内容		実施主体		対象
<b>D-5 航路啓開作業の準備</b>				
D-5-1	<input type="checkbox"/> 『災害発生時における港湾施設等の緊急な応急対策業務に関する包括的協定』に基づき、航路啓開作業に関する随意契約を締結する。	被災港所管の開発建設部	⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 建設業者(元請) <input type="checkbox"/> 測量業者
D-5-2	<input type="checkbox"/> 緊急物資輸送船の着岸情報を、通知する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒ ⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部 <input type="checkbox"/> 港湾事務所 <input type="checkbox"/> 港湾管理者
D-5-3	<input type="checkbox"/> 航路啓開計画(航路啓開範囲、稼働させる作業船、利用岸壁、期間等)と揚収物の置き場・保管場所を決定する。	港湾事務所 開発建設部 港湾管理者		—
D-5-4	<input type="checkbox"/> 航路啓開計画と揚収物の置き場・保管場所を、通知する。	港湾事務所 開発建設部	⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 建設業者(元請) <input type="checkbox"/> 測量業者
D-5-5	<input type="checkbox"/> 各港湾別の許可申請書の内容について調整する。	開発建設部	⇔	<input type="checkbox"/> 海上保安部署
D-5-6	<input type="checkbox"/> 「作業許可申請」に関する調整を行う。	契約を締結した建設業者	⇔ ⇔ ⇔ ⇔	<input type="checkbox"/> 被災港所管の開発建設部 <input type="checkbox"/> 港湾事務所 <input type="checkbox"/> 港湾管理者 <input type="checkbox"/> 海上保安部署
D-5-7	<input type="checkbox"/> 「作業許可申請」を作成し、その内容を確認する。	建設業者(元請) 測量業者	⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部
D-5-8	<input type="checkbox"/> 「作業許可申請」を、港長(海上保安部署長)に提出する。	建設業者(元請) 測量業者	⇒	<input type="checkbox"/> 港長(海上保安部署長)
D-5-9	<input type="checkbox"/> 提出された「作業許可申請」の内容を確認し、航路啓開作業を許可する。	港長(海上保安部署長)	⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 建設業者(元請) <input type="checkbox"/> 測量業者
D-5-10	<input type="checkbox"/> 被災港港湾管理者と「港湾区域内の工事等の協議」を行う。	開発建設部	⇔	<input type="checkbox"/> 被災港の港湾管理者
<b>E 航路啓開作業(実施)</b>				
<b>E-1 応急公用負担権限行使</b>				
E-1-1	<input type="checkbox"/> 測量等で確認された浮遊物・沈降物の詳細について、港湾管理者に照会を依頼する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
E-1-2	<input type="checkbox"/> 照会を依頼されたものを調査し、浮遊物・沈降物に関する危険物の有無などの情報を、報告する。	港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所
E-1-3	<input type="checkbox"/> 浮遊物・沈降物の除去を建設業者(元請・潜水)へ要請する。	港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> 建設業者(元請・潜水)
<b>E-2 航路啓開作業の実施</b>				
E-2-1	<input type="checkbox"/> 優先的に揚収する範囲を決定し、浮遊物揚収を実施する。	建設業者(元請)		—
E-2-2	<input type="checkbox"/> 浮遊物揚収の結果を、報告する。	建設業者(元請)	⇒ ⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所 <input type="checkbox"/> 開発建設部 <input type="checkbox"/> 海上保安部署
E-2-3	<input type="checkbox"/> 水域の被災状況を基に、事前測量の実施範囲を協議、決定する。	測量業者 港湾事務所		—
E-2-4	<input type="checkbox"/> マルチビーム音響測深機等により事前測量を実施し、船舶の航行に障害となる沈降物を確認する。	測量業者		—
E-2-5	<input type="checkbox"/> 事前測量結果をとりまとめ、報告する。	測量業者	⇒ ⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所 <input type="checkbox"/> 開発建設部 <input type="checkbox"/> 海上保安部署
E-2-6	<input type="checkbox"/> 潜水士による状況確認を行いながら、船舶の航行に障害となる沈降物揚収を実施する。	建設業者(元請・潜水)		<input type="checkbox"/> —
E-2-7	<input type="checkbox"/> 沈降物揚収の結果を、報告する。	建設業者(元請・潜水)	⇒ ⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所 <input type="checkbox"/> 開発建設部 <input type="checkbox"/> 海上保安部署
E-2-8	<input type="checkbox"/> 航路啓開作業の進捗状況を、報告する。	港湾事務所	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 開発建設部 <input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部) <input type="checkbox"/> 海上保安部署 <input type="checkbox"/> 一管保安本部
E-2-9	<input type="checkbox"/> 航路啓開作業の進捗状況を、情報提供する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
E-2-10	<input type="checkbox"/> マルチビーム音響測深機等により事後測量(安全確認)を実施する。	測量業者		—
E-2-11	<input type="checkbox"/> 事後測量結果を、報告する。	測量業者	⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 港湾事務所 <input type="checkbox"/> 開発建設部
E-2-12	<input type="checkbox"/> 事後測量結果を、報告する。	港湾事務所	⇒ ⇒ ⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部) <input type="checkbox"/> 港湾管理者

実施内容		実施主体		対象
<b>E-3 船舶交通制限の見直し・供用開始</b>				
E-3-1	<input type="checkbox"/> 航路の安全が確保されたことを確認する。	港湾事務所 海上保安部署		
E-3-2	<input type="checkbox"/> 船舶交通制限の見直し結果を、情報共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
E-3-3	<input type="checkbox"/> 供用再開(一部岸壁の利用可)を通知及び発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
			⇒	<input type="checkbox"/> 港湾利用者
<b>F 情報発信</b>				
F-1	<input type="checkbox"/> とりまとめた被害状況結果を、北海道開発局HPにて逐次発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
			⇒	<input type="checkbox"/> 港湾利用者
F-2	<input type="checkbox"/> 供用再開(一部岸壁の利用可)を通知及び発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
			⇒	<input type="checkbox"/> 港湾利用者
F-3	<input type="checkbox"/> 港湾施設の被害状況や供用再開予定の情報を本局港湾空港部(連携本部)のHP上で発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾利用者
<b>G 緊急物資輸送(プッシュ型)の受入準備</b>				
G-1	<input type="checkbox"/> 被災情報を整理し、国(本省)に逐次報告する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 国(本省)
G-2	<input type="checkbox"/> 緊急物資輸送船の派遣(プッシュ型)を本局港湾空港部(連携本部)に通知する。	国(本省)	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
G-3	<input type="checkbox"/> 港湾管理者と受入港を協議・決定し、国(本省)に報告する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
			⇒	<input type="checkbox"/> 国(本省)
G-4	<input type="checkbox"/> 緊急物資輸送船の派遣調整を行う。調整後は、到着予定日時、予定航行ルート、船舶の全長・喫水等の主要目を収集・整理する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇔	<input type="checkbox"/> 国(本省)
G-5	<input type="checkbox"/> 緊急物資輸送船の受入岸壁のバース調整を行い、調整結果を報告する。	受入港の港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
<b>H 一般貨物の代替輸送 ※代替輸送については、民間事業者(荷主、船社、港運事業者等)による取組みが主となる。</b>				
H-1	<input type="checkbox"/> B.で報告を受けた被災状況を、共有する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 非被災港の港湾管理者
H-2	<input type="checkbox"/> 自港が代替港として利用可能な施設情報を報告する。	非被災港の港湾管理者	⇒	<input type="checkbox"/> 本局港湾空港部(連携本部)
H-3	<input type="checkbox"/> 入手した災害情報、被災港の被災情報、代替可能情報、その他入手済みの情報を、北海道開発局ホームページや報道機関を通じて発信する。	本局港湾空港部(連携本部)		-
	<input type="checkbox"/> 道路管理者のホームページなど、最新情報を確認することが可能な方法(サイトへのリンクなど)を併せて提示する。	本局港湾空港部(連携本部)		-
H-4	<input type="checkbox"/> 代替輸送の実施に関する情報をHP上等で発信する。	本局港湾空港部(連携本部) 港湾管理者 北海道		-
H-5	<input type="checkbox"/> 各機関等から入手した情報を発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾管理者
			⇒	<input type="checkbox"/> 支援機関
H-6	<input type="checkbox"/> 代替港利用に関する情報照会があった場合には、各情報や当該港湾の状況について、個々の港湾において対応する。	港湾管理者		-
H-7	<input type="checkbox"/> 代替輸送の状況を確認し、情報共有を行う。	非被災港の港湾管理者 開発建設部 港湾事務所	⇒	<input type="checkbox"/> BCP構成機関
H-8	<input type="checkbox"/> 港湾施設の被害状況や供用再開予定の情報を本局港湾空港部(連携本部)のHP上で発信する。	本局港湾空港部(連携本部)	⇒	<input type="checkbox"/> 港湾利用者
<b>J 災害対応結果の検証</b>				
J-1	<input type="checkbox"/> 実際の災害対応が終了し、ある程度港湾機能が回復した時点を目安に、災害対応結果に対する検証作業を実施する。	本局港湾空港部(連携本部) 開発建設部 港湾事務所 港湾管理者		<input type="checkbox"/> -